

2001年4月5日

トータルアイ株式会社 御中



日本アルコール問題連絡協議会  
会長 上野 佐  
<事務局>

中央区日本橋浜町 3-19-3 ソグノ 21 ビル  
特定非営利活動法人アスク内

TEL 03-3249-2551

<加盟団体>

イッキ飲み防止連絡協議会  
特定非営利活動法人アスク

(アルコール薬物問題全国市民協会)

日本アルコール・薬物医学会

アディクション問題を考える会(AKK)

日本キリスト教婦人矯風会

日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会

飲酒運転に反対する市民の会

全日本断酒連盟

救世軍日本本營

日本禁酒禁煙協会

日本禁酒同盟

QBE保険会社

### イッキ飲みを奨励する「ビールジョッキ型玩具」の 発売中止を申し入れます

先週3月29日(木)深夜0時過ぎごろ、テレビ朝日系「トウナイト2」で、花見用パーティーグッズとして、貴社商品「ビールdeごきげん樽」が紹介されました。当協議会では、これを「ビールのイッキ飲みを奨励する危険な商品」と大変危惧しており、この商品の発売中止を申し入れます。

#### 1) 当協議会の概要

当協議会は、それぞれの立場からアルコール関連問題の防止に取り組む市民団体のネットワークです。なかでもイッキ飲み防止連絡協議会は、アルコールのイッキ飲みの強要により子を亡くした親たちが設立した団体で、イッキ飲み・イッキ飲ませやアルコール・ハラスメント(アルコールにまつわるいやがらせ行為の総称)など、命にかかる危険な行為の防止に努

めています。

## 2) 貴社商品「ビールdeごきげん樽」の問題点

このビールジョッキ型の商品は、角度をセンサーが感知して以下のようにしゃべるとのことです。

- 乾杯！と持ち上げたとき「グッといつてみよう！」
- 飲んでいる間「ハイ！ハイ！ハイ！…(はやしたてる声)」
- 飲み終わり下ろしたとき「いい飲みっぷりだねえ」

アルコール飲料は、エチルアルコールという致酔性薬物を含む飲料であり、その飲み方や量によっては死亡という重大な結果をも招きかねないことはご承知の通りと思います。

ところが、1980年代中盤ごろから、酒席で面白半分に「イッキ飲み」をさせるという悪弊が流行し、今までに多数の死者を出しました。

これに対し当協議会は、イッキ飲ませ(イッキ飲みの強要)により子の命を奪われた親たちが設立した「イッキ飲み防止連絡協議会」が中心となり、このイッキ飲ませに警鐘を鳴らし、危険性を訴えるキャンペーンを続けてきました。このキャンペーンにより、ようやくイッキ飲ませの風潮が下火になりつつあり、これに伴いイッキ飲ませによる死者の数も減少してきております。

こうした状況下、貴社が発売しようとしている「ビールdeごきげん樽」は、このイッキ飲ませを挑発し扇動する商品に他ならず、当協議会としてはこれを看過するわけにはまいりません。

## 2) 危険の認識

また、ビールメーカーもこの商品に対し不快感を示しています。サントリー株式会社のアルコール問題担当部署に知らせたところ「お酒を楽しく飲むという主旨からは逸脱した由々しい商品で、ビールをこのように使われるのは心外」とコメントしていました。

貴社営業ご担当、岡下氏によると「この台詞によりイッキ飲みをやってほしいとは考えていない」「危険な使い方はしないようパッケージに警告表示がしてある」とのことですが、このような警告表示をしなければいけないとお考えになったこと自体が、貴社もこの商品の危険性を認識しておられることを示しています。

消費者は必ずしもメーカーが意図するように商品を使うとは限りません。この商品を使って消費者がイッキ飲みをし、もしくはイッキ飲みを他者に促し、急性アルコール中毒・死亡などの事故を起こした場合、貴社はどのような社会的責任をとられるおつもりでしょうか。

#### 4) 責任の所在

当協議会としては、貴社が社会的責任を自覚され、この商品の発売を中止されることを期待しておりますが、万一販売を強行されるということであれば、当協議会としてはこれを放置するわけには参りませんので、しかるべき対抗措置を講ずる所存です。

また、最近ではイッキ飲ませにより事故が発生した場合においては、被害者がイッキ飲ませをした者に対し、民事・刑事の法的責任を追及するケースが増えています。万一この商品が発売され、これによって事故が生じた場合には、製造物責任法等に基づき、貴社も併せて法的な責任を追及される可能性があることを、念のため指摘しておきます。

以上の次第で、貴社におかれでは、その社会的責任を十分に自覚され、この商品の発売を中止されるよう申し入れます。

この申し入れに対する貴社のご回答を、4月11日(水)までに以下へご連絡願います。

特定非営利活動法人アスク 担当:三浦 TEL 03-3249-2551 FAX 03-3249-2553

2001年4月5日

トータルアイ株式会社  
岡下 様

イッキ飲み防止連絡協議会東京事務局  
三浦 恵  
TEL:03-3249-2551  
FAX:03-3249-2553  
[www.ask.or.jp](http://www.ask.or.jp)



「ビールdeごきげん樽」発売中止申し入れと  
イッキ飲み防止連絡協議会および ASK 活動概要

1) 「ビールdeごきげん樽」に関する申し入れ書

イッキ飲み防止連絡協議会、ASKが加盟している「日本アルコール問題連絡協議会」(12の市民団体ネットワーク)名義で、添付のとおり申し入れを行ないます。

\*なお、この申し入れの主旨は「発売中止」ですが、御社が商品の仕様を変更し、挑発的・扇動的な特徴をなくすということであれば、この限りではありません。近日中に直接お会いしてそのあたりを協議できればと思っております。

2) イッキ飲み防止連絡協議会概要

同封冊子「アルコール・ハラスメント」をご参照ください。

3) ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)概要

同封団体概要(パンフレット)をご参考ください。ASKは、イッキ飲み防止連絡協議会を発足当初からサポートしている協力団体です。

4) 同封資料

申し入れ書

冊子「アルコール・ハラスメント」

「イッキ飲み防止キャンペーン」啓発チラシ

冊子「さらば！ イッキ飲み」

ASK団体概要

ASK会報

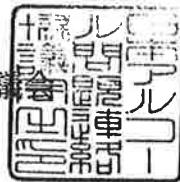
新聞記事

以上

2001年4月16日

はなやま玩具株式会社 御中

日本アルコール問題連絡協議会  
会長 上野 佐  
<事務局>



中央区日本橋浜町 3-19-3 ソグノ 21 ビル  
特定非営利活動法人アスク内

TEL 03-3249-2551

<加盟団体>

イッキ飲み防止連絡協議会  
特定非営利活動法人アスク

(アルコール薬物問題全国市民協会)

日本アルコール・薬物医学会

アディクション問題を考える会(AKK)

日本キリスト教婦人矯風会

日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会

飲酒運転に反対する市民の会

全日本断酒連盟

救世軍日本本營

日本禁酒禁煙協会

日本禁酒同盟

QBE保険会社

## 貴社パーティー用品「KANPAI CLUB」製造販売中止の申し入れ

### 1) 申し入れの主旨、対象商品

当協議会が先日、都内の小売店3店(東急ハンズ、ロフト、キディランド)のパーティー用品売り場を調査したところ、貴社はアルコール飲料のイッキ飲みを扇動するパーティー用品「KANPAI CLUB」を製造販売していることがわかりました。当協議会はこの商品の即時製造販売中止をここに申し入れます。

### 2) 危険の認識

上記商品の内容物やパッケージにおいて、貴社は以下のようないわゆる危険行為をすすめています。

- イッキ飲みをすすめる「一気カード」の存在。
- 「一気カード」記載事項:「～～したら1杯(または2杯)飲みます。」
- パッケージ記載事項:「一気カードをひいたときに、その指示を実行できない場合は、一杯飲まなければならない。」
- パッケージ記載事項:「途中で、トイレががまんできない場合もがまんする。」

また、「腹筋」「腕立てふせ」「反復横飛び」等も罰ゲームとしてすすめられています。飲酒後の過激な運動は、急性アルコール中毒の危険性を高めるばかりでなく、脳血管系・循環器系へ過大な負荷をかけ、脳卒中や心臓発作、場合によっては死に至ることもある危険な行為です。

また、商品パッケージには、次のような警告表示があります。

- 「体をこわしてまでやらないでください。飲めなかつたら、ムリに飲まなくて良い。体調、体质、その他の異常や不安を感じる時は、速やかにゲームを中止してください。遊び方の責任は一切負いません。」
- 「注意:このゲームは未成年お断り。また、お酒の飲めない人はソフトドリンクでゲームに参加してください。遊び方の責任は負いません。…(後略)」

警告表示をすれば問題はないとお考えのようですが、このような警告表示をしなければいけないとお考えになったこと自体が、貴社もこの商品の危険性を認識しておられることを示しています。

消費者は必ずしもメーカーが意図するように商品を使うとは限りません。この商品を使って消費者がアルコール飲料をイッキ飲みをし、もしくはイッキ飲みを他者に促し、または飲酒後の運動により、急性アルコール中毒・死亡などの事故を起こした場合、貴社はどのような社会的責任をとられるおつもりでしょうか。

### 3) 当協議会の概要

当協議会は、それぞれの立場からアルコール関連問題の防止に取り組む市民団体のネットワークです。なかでもイッキ飲み防止連絡協議会は、アルコールのイッキ飲みの強要により子を亡くした親たちが設立した団体で、イッキ飲み・イッキ飲ませやアルコール・ハラスメント(アルコールにまつわるいやがらせ行為の総称)など、命にかかる危険な行為の防止に努めています。

アルコール飲料は、エチルアルコールという致酔性薬物を含む飲料であり、その飲み方や量によっては死亡という重大な結果をも招きかねないことはご承知の通りと思います。

ところが、1980年代中盤ごろから、酒席で面白半分に「イッキ飲み」をさせるという悪弊が流

ところが、1980年代中盤ごろから、酒席で面白半分に「イッキ飲み」をさせるという悪弊が流行し、今までに多数の死者を出しました。

これに対し当協議会は、イッキ飲ませ(イッキ飲みの強要)により子の命を奪われた親たちが設立した「イッキ飲み防止連絡協議会」が中心となり、このイッキ飲ませに警鐘を鳴らし、危険性を訴えるキャンペーンを続けてきました。このキャンペーンにより、ようやくイッキ飲ませの風潮が下火になりつつあり、これに伴いイッキ飲ませによる死者の数も減少してきております。

こうした状況下、上記貴社商品はこのイッキ飲ませを挑発し扇動する商品に他ならず、当協議会としてはこれを看過するわけにはまいりません。また、特にこの時期、新入生歓迎コンペや新人歓迎会等の酒席が集中し、急性アルコール中毒を起こす人も多発するなか、このような商品が広く販売されていることに、大いに危機感を持っております。

#### 4) 責任の所在

当協議会としては、貴社が社会的責任を自覚され、これらの商品の即時製造販売中止を期待しております。しかし、万一貴社がこの申し入れを容れず、製造販売を続行されるということであれば、当協議会としてはこれを放置するわけには参りませんので、しかるべき対抗措置を講ずる所存です。

また、最近ではイッキ飲ませにより事故が発生した場合においては、被害者がイッキ飲ませをした者に対し、民事・刑事の法的責任を追及するケースが増えています。万一この商品によって事故が生じた場合には、製造物責任法等に基づき、貴社も併せて法的な責任を追及される可能性があることを、念のため指摘しておきます。何か起こってからでは、遅いのです。

以上の次第で、貴社におかれでは、その社会的責任を十分に自覚され、これらの商品の製造販売を中止されるよう申し入れます。

この申し入れに対する貴社のご回答を、5月8日(水)までに以下へご連絡願います。

特定非営利活動法人アスク 担当:三浦 TEL 03-3249-2551 FAX 03-3249-2553

2001年4月16日

株式会社トロイマー 御中



日本アルコール問題連絡協議会

会長 上野 佐

<事務局>

中央区日本橋浜町 3-19-3 ソグノ 21 ビル

特定非営利活動法人アスク内

TEL 03-3249-2551

<加盟団体>

イッキ飲み防止連絡協議会

特定非営利活動法人アスク

(アルコール薬物問題全国市民協会)

日本アルコール・薬物医学会

アディクション問題を考える会(AKK)

日本キリスト教婦人矯風会

日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会

飲酒運転に反対する市民の会

全日本断酒連盟

救世軍日本本營

日本禁酒禁煙協会

日本禁酒同盟

QBE保険会社

## 貴社パーティー用品製造販売中止の申し入れ

### 1) 申し入れの主旨、対象商品

当協議会が先日、都内の小売店3店(東急ハンズ、ロフト、キディランド)のパーティー用品売り場を調査したところ、貴社は以下のような、アルコール飲料のイッキ飲みを扇動するパーティー用品を製造販売していることがわかりました。当協議会はこれら有害商品の即時製造販売中止をここに申し入れます。

- 「罰ゲームスクラッチカード」
- 「罰ゲームボックス」

## 2) 危険の認識

上記商品において、罰ゲームの例として以下のような危険行為がすすめられています。

- ストローでビールを一気飲みする。
- 自分の飲み物を飲み干す。

また、「スクワット」「腕立てふせ」等も罰ゲームとしてすすめられています。飲酒後の過激な運動は、急性アルコール中毒の危険性を高めるばかりでなく、脳血管系・循環器系へ過大な負荷をかけ、脳卒中や心臓発作、場合によっては死に至ることもある危険な行為です。

この商品を使って消費者がアルコール飲料をイッキ飲みをし、もしくはイッキ飲みを他者に促し、または飲酒後の運動により、急性アルコール中毒・死亡などの事故を起こした場合、貴社はどのような社会的責任をとられるおつもりでしょうか。

## 3) 当協議会の概要

当協議会は、それぞれの立場からアルコール関連問題の防止に取り組む市民団体のネットワークです。なかでもイッキ飲み防止連絡協議会は、アルコールのイッキ飲みの強要により子を亡くした親たちが設立した団体で、イッキ飲み・イッキ飲ませやアルコール・ハラスメント(アルコールにまつわるいやがらせ行為の総称)など、命にかかわる危険な行為の防止に努めています。

アルコール飲料は、エチルアルコールという致酔性薬物を含む飲料であり、その飲み方や量によっては死亡という重大な結果をも招きかねないことはご承知の通りと思います。ところが、1980年代中盤ごろから、酒席で面白半分に「イッキ飲み」をさせるという悪弊が流行し、今までに多数の死者を出しました。

これに対し当協議会は、イッキ飲ませ(イッキ飲みの強要)により子の命を奪われた親たちが設立した「イッキ飲み防止連絡協議会」が中心となり、このイッキ飲ませに警鐘を鳴らし、危険性を訴えるキャンペーンを続けてきました。このキャンペーンにより、ようやくイッキ飲ませの風潮が下火になりつつあり、これに伴いイッキ飲ませによる死者の数も減少しております。

こうした状況下、上記貴社商品はこのイッキ飲ませを挑発し扇動する商品に他ならず、当協議会としてはこれを看過するわけにはまいりません。また、特にこの時期、新入生歓迎コンペや新人歓迎会等の酒席が集中し、急性アルコール中毒を起こす人も多発するなか、このような商品が広く販売されていることに、大いに危機感を持っております。

#### 4) 責任の所在

当協議会としては、貴社が社会的責任を自覚され、これらの商品の即時製造販売中止を期待しております。しかし、万一貴社がこの申し入れを容れず、製造販売を続行されるということであれば、当協議会としてはこれを放置するわけには参りませんので、しかるべき対抗措置を講ずる所存です。

また、最近ではイッキ飲ませにより事故が発生した場合においては、被害者がイッキ飲ませをした者に対し、民事・刑事の法的責任を追及するケースが増えています。万一この商品によって事故が生じた場合には、製造物責任法等に基づき、貴社も併せて法的な責任を追及される可能性があることを、念のため指摘しておきます。何か起こってからでは、遅いのです。

以上の次第で、貴社におかれでは、その社会的責任を十分に自覚され、これらの商品の製造販売を中止されるよう申し入れます。

この申し入れに対する貴社のご回答を、5月8日(水)までに以下へご連絡願います。

特定非営利活動法人アスク 担当:三浦 TEL 03-3249-2551 FAX 03-3249-2553

2001年4月16日

株式会社ジグ 御中



日本アルコール問題連絡協議会

会長 上野 佐

<事務局>

中央区日本橋浜町 3-19-3 ソグノ 21 ビル

特定非営利活動法人アスク内

TEL 03-3249-2551

<加盟団体>

イッキ飲み防止連絡協議会

特定非営利活動法人アスク

(アルコール薬物問題全国市民協会)

日本アルコール・薬物医学会

アディクション問題を考える会(AKK)

日本キリスト教婦人矯風会

日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会

飲酒運転に反対する市民の会

全日本断酒連盟

救世軍日本本営

日本禁酒禁煙協会

日本禁酒同盟

QBE保険会社

## 貴社パーティー用品製造販売中止の申し入れ

### 1) 申し入れの主旨、対象商品

当協議会は1999年1月5日付で貴社製品「ちゃんぽんストロー」について、「イッキ飲みをすすめる危険商品」として、即時製造中止を申し入れました。この申し入れに対する貴社のご回答を求めておりましたが、ご連絡いただけませんでした。

当協議会が先日、都内の小売店3店(東急ハンズ、ロフト、キディランド)のパーティー用品売り場を調査したところ、貴社は「ちゃんぽんストロー」の製造販売を中止していないばかりではなく、さらに下記のような商品を増やして販売しています。当協議会はこれら有害商品の即時製造販売中止をここに改めて申し入れます。

- 「一気のみストロー」
- 「パニックスストロー」
- 「極細ストローで早飲みダ！！」
- 「哺乳ビンで早飲みダ！」
- 「乾杯！Myジョッキ」

## 2) 危険の認識

これらの商品パッケージには、次のような警告表示があります。

- 「！注意 お酒を飲む場合は飲みすぎに注意してください。(急性アルコール中毒をおこす場合があります。)(ちゃんぽんストロー、パニックスストロー、一気のみストロー)
- 「アルコールの一気のみはやめましょう。」(乾杯！Myジョッキ)
- 「＊アルコール類での早飲みはしないで下さい。」(哺乳ビンで早飲みダ！)
- 「注意:酒類での早飲みはしないで下さい。急性アルコール中毒を起こす場合があります。(極細ストローで早飲みダ！！)

警告表示をすれば問題はないとお考えのようですが、このような警告表示をしなければいけないとお考えになったこと自体が、貴社もこの商品の危険性を認識しておられることを示しています。

消費者は必ずしもメーカーが意図するように商品を使うとは限りません。この商品を使って消費者がアルコール飲料をイッキ飲みをし、もしくはイッキ飲みを他者に促し、急性アルコール中毒・死亡などの事故を起こした場合、貴社はどのような社会的責任をとられるおつもりでしょうか。

## 3) 当協議会の概要

当協議会は、それぞれの立場からアルコール関連問題の防止に取り組む市民団体のネットワークです。なかでもイッキ飲み防止連絡協議会は、アルコールのイッキ飲みの強要により子を亡くした親たちが設立した団体で、イッキ飲み・イッキ飲ませやアルコール・ハラスメント(アルコールにまつわるいやがらせ行為の総称)など、命にかかる危険な行為の防止に努めています。

アルコール飲料は、エチルアルコールという致酔性薬物を含む飲料であり、その飲み方や量によっては死亡という重大な結果をも招きかねないことはご承知の通りと思います。ところが、1980年代中盤ごろから、酒席で面白半分に「イッキ飲み」をさせるという悪弊が流行し、今までに多数の死者を出しました。

これに対し当協議会は、イッキ飲ませ(イッキ飲みの強要)により子の命を奪われた親たちが設立した「イッキ飲み防止連絡協議会」が中心となり、このイッキ飲ませに警鐘を鳴らし、危険性を訴えるキャンペーンを続けてきました。このキャンペーンにより、ようやくイッキ飲ませの風潮が下火になりつつあり、これに伴いイッキ飲ませによる死者の数も減少してきております。

こうした状況下、上記貴社商品はこのイッキ飲ませを挑発し扇動する商品に他ならず、当協議会としてはこれを看過するわけにはまいりません。また、特にこの時期、新入生歓迎コンペや新人歓迎会等の酒席が集中し、急性アルコール中毒を起こす人も多発するなか、このような商品が広く販売されていることに、大いに危機感を持っております。

#### 4) 責任の所在

当協議会としては、貴社が社会的責任を自覚され、これらの商品の即時製造販売中止を期待しております。しかし、万一貴社がこの申し入れを容れず、製造販売を続行されるということであれば、当協議会としてはこれを放置するわけには参りませんので、しかるべき対抗措置を講ずる所存です。

また、最近ではイッキ飲ませにより事故が発生した場合においては、被害者がイッキ飲ませをした者に対し、民事・刑事の法的責任を追及するケースが増えています。万一この商品によって事故が生じた場合には、製造物責任法等に基づき、貴社も併せて法的な責任を追及される可能性があることを、念のため指摘しておきます。何か起こってからでは、遅いのです。

以上の次第で、貴社におかれでは、その社会的責任を十分に自覚され、これらの商品の製造販売を中止されるよう申し入れます。

この申し入れに対する貴社のご回答を、5月8日(水)までに以下へご連絡願います。

特定非営利活動法人アスク 担当:三浦 TEL 03-3249-2551 FAX 03-3249-2553